

平成24年4月 介護報酬改定関連Q & A【宮崎県版】

※現時点で考えられる回答であり、今後、国から発出される通知、Q&A等により変更することがあります。

最終更新平成24年7月6日

番号	区分	サービス 種別	質 問	回 答	備 考	掲載日
1	体制等に関する届出	共通	「介護給付費算定に係る体制等の届出」を届け出なければいけない項目がよくわかりません。	①新たに設定された加算又は要件が変更となった加算で「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」に記載の加算(緑又は黄色に色づけしてある加算)を算定する場合に届出が必要です。 ②既存の加算についても変更がある場合は、届出が必要です。		3月29日
2	体制等に関する届出	共通	添付書類はどのような書類を付ければ良いですか	添付書類につきましては、「添付書類一覧表」を参照ください。(体制に関する届出書様式のエクセルデータに「添付書類一覧表」のシートがあります。)		3月29日
3	体制等に関する届出	共通	変更を行わない加算についても届出が必要か。	要件が変更となった加算を除き、既に届出ている加算に変更が無い場合は、届出の必要はありません。		3月29日
4	体制等に関する届出	共通	体制等に関する届出書の「特記事項」の「変更前」「変更後」は必ず記入するのか。特に同じ加算で要件が変わった場合等。	変更があった加算のみ「変更前」「変更後」欄は必ず記入してください。(同じ加算名で要件が変わった場合でも、変更前・変更後に同じ加算名を入れて御提出ください。)		3月29日
5	居宅サービス計画	居宅介護支援	デイサービス事業者が介護報酬の改定に伴い、6時間以上8時間未満(9:00～15:15)で実施しているものを7時間以上9時間未満(9:00～16:00)で実施するように変更する。この場合も、居宅サービス計画の変更、それに伴うサービス担当者会議を開催しなければならないか？デイサービス利用者全員が対象となるか。	通所介護において基本単位に係る時間区分の見直しが行われていますが、今般の見直しは、あくまでも介護報酬における評価を行う際の区分の変更であり、これまで提供されてきたサービスを利用者の意向等を踏まえずに、新たな時間区分に適合させることを強いるものではありません。適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供する必要があります。提供時間などサービスの内容を変更する場合は、居宅サービス計画を変更する必要があり、サービス担当者会議など一連の手続きが必要です。		3月29日
6	介護職員処遇改善加算	共通	平成24年度から新たに介護サービス事業所を開設する場合も加算の算定は可能か。	新規事業所についても、加算算定は可能です。この場合においては、介護職員処遇改善計画書の賃金改善額は賃金のうち加算の収入を充当する部分を明確にすることが必要となります。なお、方法は就業規則、雇用契約書等を記載する方法が考えられます。		3月29日

平成24年4月 介護報酬改定関連Q & A【宮崎県版】

※現時点で考えられる回答であり、今後、国から発出される通知、Q&A等により変更することがあります。

最終更新平成24年7月6日

番号	区分	サービス 種別	質 問	回 答	備 考	掲載日												
7	介護職員 処遇改善 加算	共通	介護職員処遇改善交付金を受けている事業所は、介護職員処遇改善加算ではどのようにみなされるのか。	<p>平成24年度当初の特例で、介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所については、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなります。このため、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」の提出は不要ですが、平成24年5月末日までに届出に関する書類(介護職員処遇改善計画書等)を指定権者に提出する必要があります。</p> <table border="0"> <tr> <td>介護職員処遇改善交付金</td> <td></td> <td>介護職員処遇改善加算</td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>→</td> <td>加算(Ⅰ)</td> </tr> <tr> <td>90%</td> <td>→</td> <td>加算(Ⅱ)</td> </tr> <tr> <td>80%</td> <td>→</td> <td>加算(Ⅲ)</td> </tr> </table> <p>なお、交付金事業の時に加算の要件を変更する場合や、交付金事業の時に申請していなかった事業所を新たに追加する等、承認内容に変更がある場合については、新規の届出が必要となり、平成24年4月5日までに「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」及び「届出に関する書類(介護職員処遇改善計画書等)」を提出する必</p>	介護職員処遇改善交付金		介護職員処遇改善加算	100%	→	加算(Ⅰ)	90%	→	加算(Ⅱ)	80%	→	加算(Ⅲ)		3月29日
介護職員処遇改善交付金		介護職員処遇改善加算																
100%	→	加算(Ⅰ)																
90%	→	加算(Ⅱ)																
80%	→	加算(Ⅲ)																
8	介護職員 処遇改善 加算	共通	介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間はいつからか。	「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A(平成24年3月16日)について」Vol.267問224をご参照ください。		3月29日												
9	介護職員 処遇改善 加算	共通	介護職員処遇改善加算の届出書類は何を提出すればいいのか。	<p>「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例について(平成24年3月16日 老発0316第2号)」をご参照ください。</p> <p>なお、様式については、下記県庁HPからダウンロードしてください。</p> <p>http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/korei/hoken-seido/choju00181.html</p>		3月29日												
10	介護職員 処遇改善 加算	共通	介護職員処遇改善計画書における賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。	<p>介護職員処遇改善交付金を受けていなかった事業所については、加算を算定する年度の前年度の賃金水準となります。</p> <p>介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所については、平成23年度の賃金水準から交付金による改善を行っていた部分を除いた水準(ただし、平成25年度以降に新たに加算を算定する場合は前年度の水準)となります。</p> <p>なお、「交付金による改善を行っていた部分」とは、平成23年度に交付金により改善した部分を指します。</p>		7月6日												

平成24年4月 介護報酬改定関連Q & A【宮崎県版】

※現時点で考えられる回答であり、今後、国から発出される通知、Q&A等により変更することがあります。

最終更新平成24年7月6日

番号	区分	サービス種別	質問	回答	備考	掲載日
11	介護職員処遇改善加算	共通	当該加算における賃金改善には介護職員に対する研修に要する費用や福利厚生費に充てることができるか。	当該加算の目的は、介護職員の賃金改善に資することであり、当該加算によって得られる収入を研修に要する費用や福利厚生費に充てることができません。ただし、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は含めてよいとされています。		7月6日
12	体制等に関する届出	通所系サービス共通	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」に、同一建物に対する減算の項目がありませんが、届出が必要ですか。	同一建物に対する減算については、届出の必要はありません。該当する利用者の利用料について、個別に減算を適用してください。		4月5日
13	同一建物に対する減算	通所系サービス共通	同一建物に居住する利用者であっても送迎が必要な場合は、減算する必要はありませんか。	減算の対象とならない送迎については、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。また、この場合にあつては、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所サービス計画に記載し、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等についても記録が必要になります。	介護予防サービスも同様	4月5日
14	個別機能訓練加算	通所介護	個別機能訓練加算Ⅱを算定する場合において、看護職員を機能訓練指導員として配置することは可能ですか。	看護職員が看護業務に支障のない範囲で、看護業務とは別の時間帯に専従の機能訓練指導員として配置され、個別機能訓練加算のその他の要件を満たすことで、算定は可能です。詳しくは、「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q & A（平成24年3月16日）について」V o 1. 2 6 7 問 7 2 をご参照ください。		4月5日